単　位　事　務　名

報　　酬

根拠及び参考法令

地方自治法　【法】
地方自治法施行令　【令】
鹿児島県会計規則　【会規】
鹿児島県会計規則施行指針　【会規指針】
報酬及び費用弁償に関する条例　【条例】
非常勤職員のうち，報酬の額について知事が定めるものの額　【知事が定めるものの額】
鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規定に基づく事務処理について
（※新年度に向けて保健体育課長から毎年度ある依頼文）　【事務処理】
学校保健安全法施行規則　【施行規則】
非常勤職員の報酬の支給日（昭和62年県告示第629号）　【支給日】
所得税法　【税法】
所得税法基本通達　【通達】
健康保険法　【健保法】
厚生年金保険法　【厚保法】
雇用保険法　【雇保法】
会計事務の手引　【手引】

項目　処理方法

説明

県立学校非常勤職員（非常勤講師，校務補助員，特別支援教育支援員，特別支援学校非常勤看護師，学校図書補助員，学生寮寮監等）の報酬額並びにその支給方法について必要な事項については，「報酬及び費用弁償に関する条例」による。

【法　第２０３条の２】
【条例　第１条】

報酬の額

区分			単位	告示による額	支給決定額
学校図書補助員			月額	１６５，２７０円以内	１６５，２７０円
学生寮寮監			月額	１５６，８３０円以内	１５６，８３０円
校務補助員			日額	６，８８０円以内	６，８８０円
特別支援教育支援員			日額	７，０７０円以内	７，０７０円
特別支援学校看護師			日額	８，９８０円以内	８，９８０円
保育支援員			日額	７，１３０円以内	７，１３０円
非常勤講師	医学講師		時間	告示額の範囲内で別に定めるもの	５，６５０円
	大学教授級		時間	６，１００円以内	６，１００円
	大学准教授級		時間	５，１００円以内	５，１００円
	大学講師級		時間	４，６００円以内	４，６００円
	その他		時間	３，４００円以内	３，４００円
	講師	週１５ｈ以上	時間	告示額の範囲内で別に定めるもの	３，１７０円
		週12ｈ以上15ｈ未満			３，１００円
		週１２ｈ未満			２，７９０円
その他	学生寮寮監代替賃金		日額	予算の範囲内で定めるもの	６，８６０円

※　適用年月日平成30年4月1日。随時改正があるため，最新の額を必ず確認すること。

【条例　第２条】
【知事が定めるものの額　県立学校関係抜粋】
【事務処理】

項　　目	処　　理　　方　　法
支　給　方　法	

区分	報酬額算出方法	その他
非常勤講師	時間給×職務に従事した時間数 ※勤務記録簿に基づく	支給内訳書に税額控除の算定基礎記入 (例)月額甲欄扶０人等必要
学校医等	日額×職務に従事した日数 ※執務記録簿に基づく	支給内訳書に税額控除の算定基礎記入 (例)月額甲欄扶０人等必要 ・同一日に学校医と産業医の職務を行った場合は，学校医の日額と産業医の日額をそれぞれ支給。産業医の職務のみの場合は，産業医の日額を支給
学校図書補助員 学生寮寮監 校務補助員	月額×在職した月数 ※出勤簿に基づく	支給内訳書に税額控除の算定基礎記入 (例)月額甲欄扶０人等必要 ・１日も職務に従事しない月は，支給なし ・月の途中採用者は，採用日から日割計算によって支給

【条例　第３条第１，２，３項】
【施行規則　第22，23，24条】
【会規　別表第５】
【事務処理】
【手引　０１報酬】

※　月額支給の報酬を受けるべき非常勤職員が，月の中途において退職し，又は失職し，同一月内において，再び県の常勤の職員又は月額支給の報酬を受けるべき非常勤職員となった場合において，退職し，又は失職した職について受けるべき報酬は，再就職した日の前日までの日数に応じ日割計算によって支給する。ただし，退職し，又は失職した職に係る報酬の額が再就職した職に係る報酬の額より高い場合は，退職し，又は失職した職~~た職~~に係る報酬月額を支給し，再就職した職に係る報酬は支給しない。
【条例　第３条の４】

※　日割計算による場合の報酬日額は，報酬月額を30で除して得た額とする。
【条例　第３条の５】

※　報酬の支払いは，資金前渡払、隔地払，口座振替払の方法により行う。
【令　第161条第１項第４号】
【会規指針　第44】
【手引　01報酬】

※ 非常勤職員の報酬額等の改正について　（平成30年３月27日付け鹿教教第723号）

項　　目	処　　理　　方　　法
法　定　控　除	報酬から控除する健康保険料，厚生年金保険料，雇用保険料，所得税，個人住民税については，次により処理するものとする。 1　月ごとの報酬の場合 (1)　健 康 保 険 ┐ (2)　厚生年金保険 ┘ 標準報酬月額に対する保険料額表による。（１円未満端数切捨） (3)　雇 用 保 険 ── 支給額に対し一般保険料率（労働者負担）による。（1円未満端数切捨て） (4)　所　得　税 ── 報酬額・通勤手当相当額（課税対象額）の合計額から社会保険料等控除後の金額に対して源泉徴収税額表（月額表）による。 (5)　個 人 住 民 税 ── 市町村からの特別徴収税額の通知による。 2　日ごとの報酬の場合 (1)　健 康 保 険 ┐ (2)　厚生年金保険 ├ 控除なし (3)　雇 用 保 険 ┘ (4)　所　得　税 ── 報酬額に対して源泉徴収税額表（日額表）による。 3　報酬額改定による追給の場合 (1)　健 康 保 険 ┐ 控除なし (2)　厚生年金保険 ┘ (3)　雇 用 保 険 ── 追給総額に雇用保険料率をかける。（１円未満端数切捨） (4)　所　得　税 ── ①支給日の定めがある場合（日額，月額） ア　追給支給月の支給済額に追給総額（いずれも社会保険料等控除後）を合算し，既に控除した税額との差額を徴収する。（日額の場合，支給月に２回以上の支給があった場合は，いずれか１日に合算する。） イ　差額追給支給月に支給がない場合，追給支給総額に対して源泉徴収税額表（日額，月額）により徴収する。 ②支給日の定めがない場合（日額，月額） ア　差額追給支給月に支給がない場合，追給支給総額に対して源泉徴収税額表（日額，月額）により徴収する。 イ　追給支給月に支給がある場合は，①のアを参照。 (5)　個 人 住 民 税 ── 控除なし 注　社会保険料等控除とは，健康保険，厚生年金保険，雇用保険のことをいう。 4　その他 (1)　厚生年金保険料 70歳になると被保険者の資格を喪失するので，その日の属する月から保険料を徴収する必要はない。（資格喪失日は誕生日の前日である。） (2)　雇用保険料 ４月１日現在で64歳以上の者に関しては，雇用保険にかかる保険料が免除される。 (3)　４月に支払う３月分報酬で控除する雇用保険料は，新年度の歳入になる。 (4)　健康保険料の介護保険料については，40歳以上65歳未満が第２号被保険者となるが，65歳になると資格を喪失する。（保険料は厚生年金と同時に徴収） (5)　支給内訳書に生年月日を記載すること。 【手引　01報酬】 【税法　第185，187条】 【通達　183～193－５】

項　　目	処　　理　　方　　法
支　給　期　日	【健保法　第155，156条】 【厚保法　第81条】 【雇保法　第68条】 1　日額支給の報酬は，職務に従事した日に支給する。 2　月額支給の報酬は，その月において職務に従事した日の最後の日までに支給する。 3　ただし，知事が特に必要と認めるときは，知事が指定する日に報酬を支給することができる。 ※　参考　※ 当月21日支給‥‥学生寮寮監，学校図書補助員，ALT 翌月 7日支給‥‥学校医，学校薬剤師，校務補助員，特別支援教育支援員，特別支援学校看護師，保育支援員，日直代行員，非常勤講師 【条例　第４条】 【支給日】
前渡資金の記録保管	報酬の支払いを資金前渡払の方法により行ったときは，資金前渡記録票(第64号様式)に前渡資金の出納を記録しなければならない。 【会規　第78条】 【会規指針　第44の２】
精　　算	資金前渡職員は，上記の支払いを終了したときは，７日以内に精算票に債権者の領収書等支払~~ゆ~~を証明する書類を添付して支出命令者に提出し，精算しなければならない。 ただし，資金前渡職員は，前渡資金額と支払~~ゆ~~額が同額であるときは，上記の規定にかかわらず，支給内訳書に当該資金前渡職員の所属する長の検印を受けることにより，精算することができる。【会規　第79条】
そ　の　他	報酬の年間支給限度額については，非常勤講師発令通知書にて通知されるので，予算の執行にあたっては留意する。